

## 平成目安箱への回答 No.15 (税の徴収は「公平」「公正」に(東海大学付属大磯病院の固定資産税について))

担当主管課：税務課資産税係 内線 255

要望等内容	回答
<p>固定資産税は地方自治体の基幹税である。税の徴収は「公平」「公正」が大原則で、特定の団体に恣意的に運用することなどあってはならない。しかしながら、大磯町のその賦課基準には、法的に甚だ疑問な点があり適正な賦課徴収を求める。</p> <p>それは、東海大学付属大磯病院に対する患者用駐車場以外のすべての土地、家屋の固定資産税が非課税とされていることです。非課税の理由は、地方税法第348条第2項第9号「学校法人等がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産」に該当するとしています。</p> <p>さて、「直接保育又は教育の用に供する」の意義について判例は次のように述べています。</p> <p>○直接保育又は教育の用に供するとは、直接保育又は教育のためにのみ使用されることを常態とするものをいい、単に教育の用に供されることがあるというだけではこれに該当しないと解すべきである。(平成5年11月29日神戸地裁)</p> <p>○「直接保育又は教育の用に供する固定資産」とは、固定資産税の賦課期日における現況において、当該学校において教科の履修その他学校教育の目的とする教育活動が実施されることを常態としている固定資産をいう(平成25年2月6日東京地裁)</p> <p>本件において、大磯町が東海大学から提出された固定資産税非課税申告書に対してどのような精査を実施し決定に至ったのかその詳細は不明ですが、少なくとも家屋の中で病院事務室、コンビニエンスストア、患者待合室、霊安室についてはおよそ教育活動が実施される家屋とは思えず、その相当する土地についても同様です。他の家屋については教育活動が常態的に実施されていることを大磯町が確認精査した痕跡は私たちオンブズマン大磯の情報公開請求で開示された資料にはありません。したがって、病院入口入って左側の患者用駐車場の擁壁の右側すべての建物そしてすべての土地が非課税になることは、地方税法上極めて不可解な課税状況だと言わざるを得ません。</p> <p>建物総床面積20,195㎡、土地12,401㎡の固定資産税額は相当な高額であると思われ、「財政の健全化」を標榜する貴殿が令和2年の固定資産税の賦課徴収において指導力を十分に発揮され「公平」「公正」な賦課基準とされるよう、東海大学に対する課税基準の是正を求めます。</p>	<p>町政につきましては日頃から御理解、御協力いただきありがとうございます。</p> <p>さて、東海大学付属大磯病院の敷地及び建物については、学校法人東海大学が所有しており、医学部を有する当該法人にとって必須のものであるため、地方税法第348条第2項第9号の規定により、「直接保育又は教育の用に供する」部分については、固定資産税が非課税となります。</p> <p>御質問の中で、「病院事務室、コンビニエンスストア、患者待合室、霊安室やこれらに相当する土地について非課税となることは不可解である」との御指摘をいただいておりますが、大学が所有する付属病院の敷地及び建物は、上記の非課税規定に該当することから非課税としています。</p> <p>一方、コンビニエンスストアや、外来用又は職員用の駐車場については、直接教育の用に供するものに該当しないため、課税対象としておりますが、この度の御指摘により確認を行ったところ、建物の相当部分の土地について課税が行われておりませんでしたので、早急に改善してまいります。</p> <p>また、今後につきましても、法令等に従い、公平かつ公正な税務行政の実現に向けて、適正に事務を行ってまいります。</p> <p>この度は、貴重な御意見をいただきありがとうございました。</p>

目安箱受付日：R2. 2. 28

揭示日：R2. 3. 18